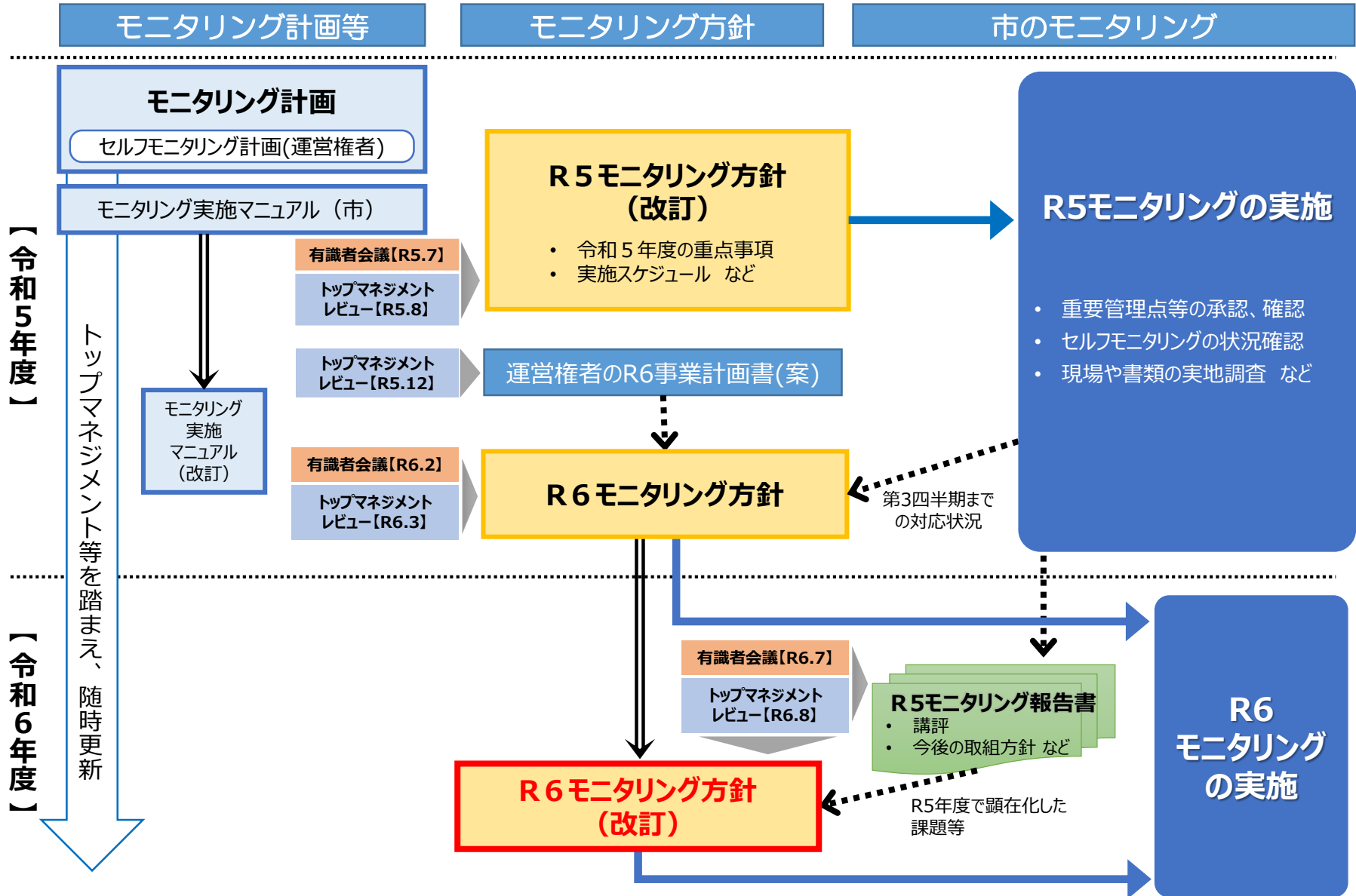


モニタリング方針策定の流れ

事業計画に則した重要管理点の承認・確認や、モニタリングを通じて顕在化した課題等を踏まえ、**有識者会議やトップマネジメントレビュー等を経て**、モニタリングの着眼点等を定めた**「モニタリング方針」を事業年度ごとに策定する。**



令和6年度モニタリング方針の構成

1 策定目的

事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項に加え、特に当該年度に重点的にモニタリングする事項（業務項目、手段、着眼点、スケジュール）を切り出して、関係者全員で共有することで、時機に合った効果的なモニタリングを展開する

2 モニタリング方針のターゲット

定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングする事項とは別に、以下のモニタリングを行う

令和6年度モニタリング方針の要素

① 当該年度までに取組実績のある業務の課題を踏まえたもの

② 当該年度からの新規業務や新たな局面を迎える業務に対するもの

令和5年度までのモニタリング実施状況

- ・モニタリング等を通じて明らかになった課題の改善状況等を確認（個々の課題解消だけでなく、同種の課題が生じないような仕組みの構築）

令和6年度事業計画書での主要施策

- ・新規業務や新たな局面を迎える業務の適正な履行等を確認（課題等があった場合は、次年度以降に①として改善状況等を確認）

市の モニタリング 事項	重点 事項	①当該年度までに取組実績のある業務の課題を踏まえたモニタリング事項									
		②当該年度からの新規業務や新たな局面を迎える業務に対するモニタリング事項									
	定例 事項	事業期間を通じて定例的に行うモニタリング事項 （モニタリング計画等に基づき、定例の承認・確認プロセスの中でモニタリングの実施）									
		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
		初年度									

(参考)

運営権者の 運営方針※	第Ⅰ期	第Ⅱ期	第Ⅲ期
	承継業務、基本業務の整理による円滑な事業運営と着実な業務遂行 など	業務知識・ノウハウの形式知とICTツール等を活用した業務改善 など	コスト最適化による継続的事业運営ができる体制の確立、事業運営で蓄積される知見を引継ぎ可能に体系化 など

※全体事業計画書(2022-2031) 表1より抜粋